

平成27年 第8回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成27年8月28日(金) 午後14時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 13名
1番 金崎 均 2番 水町 茂 3番 大西 準一
5番 大福 裕子 6番 木浦 由子 7番 森 清一
8番 永友 祥一 10番 永友 定己 11番 坂本 幸
12番 宇治橋 俊美 13番 永友 清太 14番 渡瀬 俊弘
会長 坂本 弘志
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
第2 会期の決定(別記のとおり)
第3 諸報告
第4 議案第39号 農地移動適正化あっせん事業について
第5 議案第40号 買受適格証明願承認について
第6 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について
第7 議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認
について
第8 議案第43号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計
画の決定について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭 局長補佐 三笠浩三
主 査 佐野由美

(開会14時00分)

[事務局]

それでは定刻となりました。ただいまから平成27年第8回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは坂本会長、会の進行をよろしく願いいたします。

[議長]

こんにちは。本日の委員13名中全員が出席です。農業委員会等に関する法律第21条3項により総会は成立しております。

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、6番 木浦由子委員・7番 森清一委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の「会期決定」については別記のとおり、本日8月28日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声あり】

異議なしと認めます。よって会期は、本日8月28日の1日間と決しました。議事日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをお開きください。業務報告【8月】です。3日月曜日、平成27年度高鍋町新農業振興対策協議会総会が高鍋町役場第1会議室で行われております。会長が出席しております。3日月曜日、平成27年度高鍋町環境保全型農業推進協議会総会が高鍋町役場で行われております。会長が出席しております。5日水曜日、特別融資制度会議が高鍋町役場で行われております。会長が出席しております。6日木曜日、第7次宮崎県農業・農業振興長期計画（後期計画）意見交換会が高鍋総合庁舎で行われております。会長が出席しております。15日土曜日、ひまわり KON.ne 2015が染ヶ岡地区で開催されております。事務局全職員が出席しております。18日火曜日、農地売買に関する協議が高鍋町役場第3委員会室で行われております。金崎委員、事務局からは三笠補佐が出席しております。20日木曜日、農地取得希望新規就農者との面談が高鍋町役場第3委員会室で行われております。永友祥一委員、事務局からは三笠補佐が出席しております。21日金曜日が現地調査となっております。大西委員・大福委員・坂本幸委員、事務局からは鳥井と佐野主査が出席しております。21日金曜日、宮崎県農業会議第415回常任議員会議が宮崎県土地改良会館で行われております。会長が出席しております。24日月曜日、農地取得希望新規就農者との面談が高鍋町役場第4委員会室で行われております。木浦委員、事務局からは三笠補佐が出席しております。28日金曜日日本日です。農業委員会総会となっております。高鍋町役場第3会議室です。全委員、全職委員出席となっております。

業務計画【9月】です。2日水曜日、管内農業委員会会長・農業者年金受給者協議会会長・事務局長合同会議が都農町一の宮交流館で行われます。会長、事務局からは鳥井が出席予定です。3日木曜日、平成27年第3回高鍋町議会定例会が高鍋町役場で開催されます。会長、水町委員、事務局からは鳥井が出席予定です。まだ議会の日程がはっきりしておりません。本会議、一般質問と

いう日程が、後から入ってくると思います。4日金曜日、高鍋町農業者年金受給者協議会役員会が高鍋町役場第3会議室で行われます。会長、事務局からは鳥井、佐野主査が出席予定です。8日火曜日、9日水曜日、平成27年度九州・沖縄ブロック女性農業委員研修会が長崎市で開催されます。木浦委員、大福委員が出席予定です。10日木曜日、平成27年度農業者年金加入推進研修会がJ A. A Z M大研修室で行われます。会長、渡瀬副会長、木浦委員、大福委員、事務局からは佐野主査が出席予定です。14日月曜日、独立行政法人農業者年金基金第25回運営評議会が東京都で開催されます。会長が出席予定です。15日火曜日、全国農業新聞全国統一普及強調月間に伴う市町村巡回が行われます。高鍋町役場第1会議室で行われます。会長、木浦委員、大福委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席予定です。24日木曜日が現地調査となっております。渡瀬副会長、永友定己委員、森委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席予定です。24日木曜日、宮崎県農業会議第416回常任会議員会議が宮崎県トラック協会研修室で行われます。会長が出席予定です。28日月曜日が農業委員会総会となります。高鍋町役場第3会議室で行われます。全委員、全職員出席となっております。以上で業務報告、業務計画を終わります。

3ページをご覧ください。県進達経過報告を申し上げます。

農地法4条申請 平成27年7月22日現地調査を行っております。申請人〇〇〇〇。転用目的は一般個人住宅で問題ありません。

農地法5条申請 平成27年7月22日現地調査を行っております。譲受人〇〇〇〇、譲渡人 〇〇〇〇 転用目的は設備工事の土場で問題ありません。譲受人 〇〇〇〇、譲渡人 〇〇〇〇、転用目的は宅地分譲で問題ありません。譲受人 〇〇〇〇、譲渡人 〇〇〇〇、転用目的は一般個人住宅で問題ありません。譲受人 〇〇〇〇、譲渡人 〇〇〇〇、転用目的は太陽光発電事業で問題ありません。譲受人 〇〇〇〇、譲渡人 〇〇〇〇、 転用目的は建売住宅で問題ありません。譲受人 〇〇〇〇、譲渡人 〇〇〇〇、転用目的は建売住宅で問題ありません。譲受人 〇〇〇〇、譲渡人 〇〇〇〇、転用目的は宅地分譲で問題ありません。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか

[事務局]

諸報告にあります8月15日に開催いたしました、ひまわりKON.n e 2015について簡単な報告を申し上げます。当日は、参加者につきましては男性が16名、女性が17名でありました。役場の駐車場に一度集合していただいて

小型バスに乗ってひまわり畑の会場まで移動する形をとらせていただきました。会場では、プロの司会者に依頼いたしまして司会進行をお願いして、バーベキューを実施しております。成立カップル数ですけれども、3組成立いたしました。以上です。

[議長]

他にご質問・ご意見はございませんか。【質疑なし】

それでは質問等ないようですから、以上で諸報告を終わります。

それではつづきまして日程第4、議案第39号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4ページをお開きください。議案第39号「農地移動適正化あっせん事業について」1番 平成27年8月11日 売渡の申出です。申出者 ○○ ○ ○ ○番地 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 田 1,990 m² 他3筆。2番 平成27年8月20日 売渡の申出です。申請者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 4,779 m² 他1筆。この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、あっせん委員の指名をいたします。

売渡申出	1番	担当委員	12番	宇治橋俊美	委員
		順番委員	11番	坂本 幸	委員
売渡申出	2番	担当委員	1番	金崎 均	委員
		順番委員	12番	宇治橋俊美	委員

お願いいたします。

日程第5、議案第40号「買受適格証明願承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

12ページをお開きください。議案第40号「買受適格証明願承認について」買受適格証明につきましては農地法の許可の手続きに準じて報告することとなっており、申請人の経営状況等に基づき、判断することになります。なお、

今回の買受適格証明は入札の結果、申請人が売却決定者となった場合には同時に農地法第3条の許可を兼ねておりますことをご承知願います。

1番 申請地 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 1,186 m² 他5筆。申請人 〇〇〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。取得目的は農地として利用するものです。申請人の経営内容 経営農地は初めての取得ではありません。申請人は今回が初めての農地取得であることから、農業経営計画書を13ページ以降に添付しております。農業従事予定日数は250日で、農機具については耕耘機、動噴、播種機を一台ずつ所有しており、トラクターは来年取得する計画となっております。担当の永友祥一委員よりご説明をお願いいたします。

[8番]

〇〇〇〇さんは農業がしくて、平成25年7月から研修センターで農業研修を1年間受けて農業技術を習得されておられます。農地を探していたところ今回の競売に参加するために申請をされました。取得後は、露地でスイートコーン、スイカ等を栽培し、営農を確立し将来は規模拡大も考えておられる楽しみのある青年です。問題はないかと思われまます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[11番]

報告いたします。現地は〇〇の西側になるところです。一部荒れたところがありました。畑にならないことはない土地でした。落札された場合は、意欲を示されているということで問題はないと思います。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

日程第6、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

17ページをご覧ください。議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」

1番 有償移転 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 田 面積 535㎡ 他3筆。譲渡人 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇〇〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の永友定己委員よりご説明をお願いいたします。

[10番]

説明いたします。農地の所在は〇〇の東側で、そこに2筆あります。後2筆が、そこから南の方へ、宮田川に2筆あります。〇〇〇〇さんは会社員ですが、農業を30年間されており、現在は早期水稻を2ha程、飼料稲を1ha程、そしてその他の野菜を2反ほど作っておられ、合計3.2ha程を作付されております。それから地域の用水路や排水路の清掃、草刈り作業も協力されているとの事です。なお、価格は1反〇〇円とのこと。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[11番]

報告いたします。8月21日午前9時より、鳥井局長 佐野主査、大西委員、大福委員、私（坂本幸委員）で、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転の畑を調査してまいりました。永友定己委員から説明がありましたとおり、宮田川の方は飼料稲が植えてありました。それから東側の方は、早期水稻を刈った後を荒おこししてありました。問題はないということで、よろしく願いいたします。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

18ページをご覧ください。農地法第3条調査書を付けております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。譲受人は周辺農地で水稻を栽培しており、今回譲渡人の希望により申請地を買い受け、水稻を栽培する予定になっております。本件の権利取得において周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、8月21日、大西委員、大福委員、坂本幸委員と事務局鳥井及び佐野で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認いたしております。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第7 議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

19ページをお開きください。議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」でございます。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 田 面積 248㎡。所有権移転となります。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は一般個人住宅となっております。担当の大福委員よりご説明をお願いいたします。

[5番]

これはさくら通りを、山下通りに向かっての〇〇の西側の方にあたりまして、排水・雨水とも処理できる環境にあります。埋立てがしてあるようでした。目的可能であると思います。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[3番]

説明いたします。坂本幸委員が言われたように、21日に5人で見て回りました。大福委員が言われるように、〇〇の西側の土地でありまして、以前、建売住宅で申請が上がっていた土地であって、その時に許可が出た土地であります。土地はもう埋立てがしてあって、別に問題はないと思います。排水と浄化水槽も問題はなく、隣に雨水が流れ込まないようにブロックを付くということだそうですので、別に問題はないかと思えます。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、第一種低層住居専用地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象であります。なお、今回の申請は平成17年に建売住宅で許可を受けたものの変更申請となっております。

転用目的は一般個人住宅であり、転用面積は248㎡となっております。転用理由は現在高鍋町内のアパートに移住し生活しているが、高鍋町内に永住したいと思い探していたところ、譲渡人の当該申請地が利便性、環境のよいことから適地と判断し、今回の申請に至っております。

雑排水は公共下水道へ接続し、雨水は道路側溝へ接続し処理することとなっております。また、ブロック塀を作り雨水が周辺地へ流れ込まないように留意するということです。汚水処理につきましては下水道へ接続するとの確約書が添付されております。

事業費は土地譲渡価格〇〇円、建築費用〇〇円、合計〇〇円となっております。金融機関の融資内定の通知が添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

日程第8 議案第43号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

25ページをお開きください。議案第43号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」です。所有権移転です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 1,039㎡。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。所有権の移転受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の永友祥一委員よりご説明をお願いいたします。

[8番]

説明します。この農地の所在は、北平原から牛牧にあがる道路の南側にある田んぼです。〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇さんの息子さんと一緒にされております。〇〇〇〇さんの土地を以前から借りて耕作をされていましたが購入してほしいという話があり、今回の申請となりました。購入後も水田を作られるそうです。問題はないかと思われまます。金額は〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 6,782 m²。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。所有権の移転をする者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

説明いたします。この現地は〇〇になります。〇〇の上の台地になりますけれども。この土地は5月にあっせんが上がった土地です。あっせんの話で〇〇〇〇さんともいろいろ話をしていたところ、今回〇〇〇〇さんが求めたいと言うことで、あっせん委員会を開かず、二人で話し合い金額が成立しまして、あっせん成立ということになっております。〇〇〇〇さんは周辺の畑を耕作されており、相当な面積になると思います。金額は総額〇〇円。反当にして約〇〇円になるようです。以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 900 m² 他1筆。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。所有権の移転を受ける者

〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。申請人は青年等就農計画の認定を受けておりますが、今回が初めての農地取得であることから、農業経営計画書を27ページ以降に添付いたしております。担当の木浦委員よりご説明をお願いいたします。

[6番]

説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子でありまして、今度〇〇〇〇さんが就農するに当たりまして、お父さんの土地を1,940 m²無償で所有権の移転をすることによって、ハウスでミニトマトを新規で栽培するということです。30ページに意見を付けておりますけれども、6月まで実践塾に入っていて、7月から新規就農と言うことで今、いろいろな手続き関係がされているところです。奥さん共々頑張られるとのことですので、承認していただいて大丈夫だと思います。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

26ページをお開きください。4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番田 2,014 m²。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の坂本会長よりご説明をお願いいたします。

[15番]

説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんですけれども、共に〇〇の方です。また土地の方は〇〇〇〇さんの住んでいる自宅のすぐ横にありまして、現在ハウスにマンゴーを栽培されております。〇〇〇〇さんが長年そこでマンゴーをを作っておりますので、どうしても土地が欲しいということで、〇〇〇〇さんをお願いして土地を購入することになりました。また、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇で構成員になっておりますので、別に問題はないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございません

か。

[1 番]

金額は

[1 5 番]

反当〇〇円です。

[議長]

その他にはなにもありませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

31 ページをご覧ください。利用権設定です。1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 2014 m² 利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の坂本会長よりご説明をお願いいたします。

[1 5 番]

説明いたします。先ほど所有権移転で、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに変更しまして、今度はこの土地を〇〇〇〇さんが〇〇〇〇の方に貸し出すということです。使用貸借ということです。別に問題はないかと思えます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わります。これをもちまして、平成27年第8回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(14時45分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 6 番

署名委員 7 番